

# 欧州諸国間関係の歴史的様相

## — ナショナリズムと自由放任の帰結 —

The Historical Phase of International Relations in Europe :  
The Consequences of Nationalism and *Laissez-faire*

松井隆幸  
Takayuki MATSUI

### Summary

During the seventeenth and eighteenth centuries, the difficult concept of the balance of power— for so long implicit in diplomacy—was finally made explicit. Additionally, the balance of power was raised to the level of a principle of international relations during the period of the French Revolution and the Napoleonic wars.

This paper is a study on the historical phase of international relations in Europe, particularly focuses on the balance of power. There are two aims in this paper. The first is to examine European international relations before World War I. Here we reconfirm that Concert of Europe has been maintained by means of the balance of power, namely through the British armaments and economic power. The second is to consider inter-war idealism. Above all, David Long argues that idealism in international relations is related to the libelal tradition of thinking on international relations. And during the inter-war period, there are three compositions of thinking, i. e. Cobdenism, Hobbesian idealism and new-liberal internationalism.

Eventually, nationalism and *laissez-faire* in the nineteenth century read to break down Concert of Europe, and caused World War I. As a result, the British liberalism has collapsed after breaking out of World War I.

### 目次

1. 問題の視座
2. 勢力均衡論と欧州協調
  - (1) 欧州ナショナリズムと勢力均衡
  - (2) 近代国家の成立と勢力均衡
  - (3) ウィーン会議以降の欧州情勢
3. 戦間期理想主義と国家間関係
  - (1) 伝統的理想主義の信念
  - (2) 伝統的自由主義の流れ
4. 結びに代えて

## 1. 問題の視座

欧州の歴史は、<sup>フランス・オブ・パワ</sup>勢力均衡 図の塗り替えの歴史であったといえる。当時欧州世界で絶対的な勢力を振っていた覇者ナポレオン・ボナパルトは、欧州史上、勢力均衡に主要な影響力を与

えた人物の一人であった。20余年に渡るフランス革命とナポレオン戦争は勢力均衡体系を崩壊させた。そしてナポレオンの没落後は、フランスにブルボン王朝を復興させ、他方ナポレオン戦争の戦勝国である連合諸国は同盟を結び、革命戦争が二度と起こらないようにフランス対

策に備えることで勢力均衡体系は復帰したのであった。ところが、このような勢力均衡政策の事例は、実は16世紀に遡ってみることができるのである。しかしパーキンソン (Parkinson, F.) が指摘しているように、勢力均衡の定義は非常にむずかしく、17～18世紀になってようやく国家の外交政策として潜在的に存在していた勢力均衡という概念が顕在化してきたようである<sup>1)</sup>。また勢力均衡の目的や方法も変化していった。まだ民族国家の形成過程にあった頃は、一国家の自国の利益のために勢力均衡がはかられていたが、やがて一国対多数国というように欧州全体を巻き込む形での勢力均衡に変ってきた。

勢力均衡は、これまでのどんな体系よりもうまく工夫された体系であったとフランケル (Frankel, J.) が述べているように<sup>2)</sup>。例えば、ある国が他の諸国を出し抜いて権力の座を得ようとした場合でも、他の諸国が防衛のために力を合わせるような力学が働いていたのである。このことは、過去の事例が示してくれるところである。すなわち、構成各国自らがたとえ進んで規範を遵守することはしなかったとしても、他国によって破られないように規範を保護することに「共通の利益」を意識していたからにはほかならないのである。この点に関して、アンシヨン (Ancillon, J. P. F.) は、「勢力均衡は国際秩序のための必須条件であり、一つの国家が共通の利益のために正当な法的権利を有する領土を犠牲にすることを他の国家により強制されることは正当なことであり、これは、支配者が共同体の利益のために人民にその富の一部を犠牲にするよう強いられる国内における場合と同じで

ある」(傍点は筆者)と述べて「領土の補償 (territorial compensation)」原理を主張している。カーレ (Kahle, L. M.) もまた、「どんなに正統な支配者といえども、均衡をはかるために時には自らの権利を放棄せねばならない」として、この原理を容認している<sup>3)</sup>。またフランケルが指摘しているように、これまでの事例からみても確かに勢力均衡に関与する国家は大小強弱を問わず、理論上は主権の平等を基礎とし、しかもそこには必ず列強が数カ国併存することで成り立っていた。彼によると、安定した勢力均衡体系を維持するためには最低五カ国の大国が必要であるという<sup>4)</sup>。こうして勢力均衡の考え方は欧州地域に限らず次第に世界的な広がりを見せるようになった。しかし反面、勢力均衡体系は実に脆い側面がある。民族主義の発展とともに国家間の利害対立が生じ、さらに激化することから勢力均衡体系は崩壊し、究極的には戦争勃発とさえなり得るのである。こうしてみると、その意味では1815年ナポレオン没落以降19世紀の「欧州協調」を実質的に支えていたのは、まさに経済的な優位性と圧倒的な海軍力を誇る英国の欧州大陸における勢力均衡政策にほかならなかった。

本稿は、こうした勢力均衡に焦点を充て欧州の国家間関係に関する歴史的考察を試みたものである。本稿の内容は、対象範囲として第一次世界大戦までと両大戦間期 (厳密には戦間期前半) の二つの構成から成っている。以下第2節は、勢力均衡の視点から第一次世界大戦以前の欧州諸国間関係の検討に充てている。勢力均衡体系の分析について、フランケルは1648年のウェストファリア講和条約締結から1914年の第一次世界大戦勃発までの国際政治体系に与えられた名称として厳密に用いている。そこで筆者も彼の時代区分に準じて、第一次世界大戦ま

1) Parkinson, F., *The Philosophy of International Relations: A Study in the History of Thought*, Sage Publications, Inc., 1977, p. 44 (初瀬龍平・松尾雅嗣訳『国際関係の思想』岩波書店, 1991年, 39頁) 参照。

2) Frankel, J., *International Relations in a Changing World*, Oxford University Press, 1979, pp. 167-168 (田中治男訳『国際関係論(新版)』東京大学出版会, 1980年, 244～245頁)。

3) Parkinson, *op. cit.*, p. 49 (邦訳, 46頁) 参照。領土補償の概念は、ユトレヒト条約に暗黙に含まれているという。

4) Frankel, *op. cit.*, p. 168 (邦訳, 245頁)。

での欧州において勢力均衡によってどのような国家間関係を構築してきたのかを振り返ってみる。第3節では、両大戦間において支配的であったといわれている戦間期理想主義 (idealism) の立場から欧州の国際関係の分析を行っている。国際的組織としての国際連盟の集団安全保障をめぐる問題を背景とした本節では、特に国際問題専攻のロング (Long, D.) の見解を踏まえながら検討している。彼は戦間期における国際理論の多様性を指摘し、三つの自由主義の流れ (コブデン主義, ホッブス流理想主義, 新自由主義的国際主義) に基づいて議論を展開している。また、比較対象として国際関係思想において理想主義とは立場を異にする現実主義 (realism) の見解を必要に応じて言及してみたい。結局のところ、19世紀におけるナショナリズムと自由放任主義は欧州協調を崩壊に導き、第一次世界大戦を惹き起こすことになった。その結果、第一次大戦勃発後、英国流自由主義は分裂することになったのである。

## 2. 勢力均衡論と欧州協調

### (1) 欧州ナショナリズムと勢力均衡

さてカー (Carr, E. H.) は、国際関係史上、三つの時期に分けて欧州におけるナショナリズムの歴史的変遷を分析している。彼の著書『ナショナリズムの発展』から一節を引用すると、「第一期はフランス革命とナポレオン戦争を以て終り、ウィーン会議をその終章とも終曲ともした時期。第二期は本質的にフランス革命の所産であり、その基盤は1870年以降甚だしく崩れながら1914年の破局まで続き、ヴェルサイユ講和条約を以て遅ればせのエピローグとした時期。第三期はその主要な特徴が1870年以後によりやく形を成し始め、1914年から1939年の間に極点<sup>クライマックス</sup>に達した時期である。」<sup>5)</sup> すなわち、

第一期は、民族意識が未発達な民族国家と民族教会が同居していた、領土のあるところに宗教ありの時代である。国際関係においては、すべての国王は臣民の従順を維持することに「共通の利益」を意識し、共通の言語と伝統を有し、臣民や領土の上に立つ最高の権威者として語り合い、それらは王家の都合により勝手に処分することができたのである<sup>6)</sup>。第二期は、ナポレオン戦争の動乱に始まり第一次世界大戦勃発前までの、カーの言葉を借りれば、ナショナリズムとインターナショナリズムの諸勢力が微妙な均衡を保っていた時期であった。19世紀のナショナリズムは1815年以降のウィーン体制と自由放任<sup>リベラリズム</sup>の理論的いしずえのもとに発展したといえる。英国の圧倒的強さを誇る海軍力と経済力による、カーのいう欧州膨張ならず英国膨張の時期である。他方では1871年の民族国家ドイツやそれに先立つイタリアの成立による、いわゆる欧州列強の帝国主義の時代を迎え、やがて列強間の対立は激化し遂に第一次世界大戦の勃発となった<sup>7)</sup>。そして第三期は、民族国家の性格にさらにもう一つの変化をもたらし、ナ

6) *Ibid.*, pp. 2-6 (邦訳, 6~10頁) 参照。

7) *Ibid.*, pp. 6-17 (邦訳, 11~26頁) 参照。1870年以降になると、「ナショナリズム」という言葉は、バルカン諸国と不吉な言葉 (ominous term) が意味するすべてのものを連想させるようになったといわれている。*Ibid.*, p. 17 (邦訳, 26頁)。カーによれば、「重商主義の目的は、国内政策においても対外政策においても、共同社会あるいは成員の福祉を増進することではなく、主権者に体现される国家の力を強化することであった。貿易は国庫に富をもたらすがゆえに奨励された。富は国力の、とりわけ戦備の源泉であった」として、重商主義と自由放任主義に関して次のように述べている。すなわち、「一国がその市場と富を拡張する唯一の方策は、必要とあれば、通商戦争を起こして外国から市場を奪取することであり、戦争は重商主義の究極の目的であると同様にその政策の手段ともなった。重商主義と自由放任を対照して、あたかも一方が国家的目的で他方が個人的目的に向けられているかのようになっていることは誤りであり、いずれも国家的目的に向けられていたのであり、両者の差異は国家の概念の差異に関わる。重商主義は国民の利益とその統治者の利益とを同一視した時代の経済政策であった」 [*Ibid.*, pp. 5-6 (邦訳, 9~10頁)] と。

5) Carr, E. H., *Nationalism and After*, Macmillan & Co. Ltd, London, 1945, pp. 1-2 (大窪憲二訳『ナショナリズムの発展』みすず書房, 1952年, 3~4頁)。

シヨナリズムの破局的な成長とインターナシヨナリズムの破産とが特徴を成している。つまり、ナシヨナリズムが新しい政治的・経済的環境のもとに活動し始めた時期である。カーは、新しい社会層が国家の実質的な構成員の中に導入されたこと、経済権力と政治権力とが再び眼にみえて結合されたこと、国家の数が増加したこと、の三つにその原因を求めている。すなわち、国家の社会化、経済政策の国家化、そしてナシヨナリズムの地理的拡張が結びついて第三期の特徴を生み出しているという。そして彼は、第二期と第三期の間に明らかにナシヨナリズムの変化があったことを指摘している。つまり、第二期の民主主義的ナシヨナリズムは制御しやすく国際秩序と両立し得るものであり、その志向するものが政治的で19世紀の自由放任または「夜番国家 (night-watchman state)」の機構の中で満たされ得たとしている。これに対して、第三期の社会ナシヨナリズムは、その基盤を政治的志向から経済的志向に転換することによって、自由放任国家を廃止し、「社会奉仕国家」を誕生させることになったとしている。またカーは経済政策の国家化について、排他的ナシヨナリズム政策の典型的な事例として外国人労働者の入国禁止をあげて、19世紀国際秩序の最も効果的かつ必要な安全弁の一つであり、かつ不満をもった人々にとって開かれていた逃げ道の閉鎖によって国家相互の衝突の再発を不可避にした点を指摘している<sup>8)</sup>。

しかし、ナシヨナリズムと勢力均衡はともに相容れない関係にある。メッテルニヒ (Metternich, K.) とランケ (Ranke, L. von) は、

自由主義とナシヨナリズムの強い影響力に注視し、勢力均衡の原理に対して強い危機意識をもっていた。パーキンソンによると、フランス革命は、一般の政治体系にイデオロギーという新しい要素を注入したという。当時の政治家たちは、自由主義とナシヨナリズムに対して警戒心が非常に強かったといわれている。メッテルニヒとランケはナシヨナリズムの影響力に注目し強い危機意識をもち、特にランケは、ナシヨナリズムと勢力均衡とは原理的にまったく相容れない両者について、ナシヨナリズムが勢力均衡に与える実質的な影響を初めて認識した人物であったという。彼は、勢力均衡は移動と変化を常態とし、自ら調整することができるシステムであるとみなし、その結果、勢力均衡の調整に国家要因を容認した。つまり、彼によって提唱され修正されたシステムは、国家諸力がそれぞれ要求を適度な範囲内にうまくとどめる限り均衡をはかることができるというものであった<sup>9)</sup>。以下、本節全体にも関わってくるが、例えばナポレオンのような歴史上の人物の登場やスペイン継承戦争あるいは民族国家ドイツの成立といった史実によって、ナシヨナリズムと勢力均衡の双方がどのような形で歩み寄りを見せて妥協し、あるいは逆に遠ざかって行くようになったのかという点に筆者の関心は向けられる。

## (2) 近代国家の成立と勢力均衡

確かに岡氏が指摘しているように、中世の欧州においては、同一の種族に属し似通った言語・風習・宗教をもった集団内部の連帯意識が持続的に保たれることはなかったため、民族意識の萌芽を見出すことは困難である。そもそも民族とは同一民族であるという意識を民族意識とよび、文化や生活慣習を共有しかつ運命を共にすることを欲するような社会集団と一般的に認識しているが、岡氏によると民族は歴史的過程を通じて生成するものであるから、逆にある

8) *Ibid.*, pp. 17-18 (邦訳, 27頁) 及び *ibid.*, pp. 21-23 (邦訳, 32~34頁) 参照。シトフスキー (Scitovsky, T.) は、19世紀の国際主義的な様相は、両大戦間の時期における狭隘な経済的国家主義によってその殆どは消滅させられてしまったとしている。Scitovsky, T., *Economic Theory and Western European Integration*, G. Allen and Unwin, 1958, p. 135 (中島正信訳『経済理論と西欧経済統合』ダイヤモンド社, 1961年, 192頁)。

9) Parkinson, *op. cit.*, p. 54 (邦訳, 51~52頁) 参照。

一つの既存の社会集団を民族へ発展させ得るような決定的な要因は存在しないという<sup>10)</sup> こうして中世末期以降の商業資本の発展によって、狭隘な自給的経済生活はようやく地域的な拡大をみせ、地域内住民の生活・文化様式面での共通性（例えば広地域の共通語）を助長するようになったのである。このように商業資本の発展は、民族国家の形成を促進する役割を担うようになった<sup>11)</sup> さらに絶対主義国家が民族国家として発展する場合、王権は民族的統一の「象徴」であり、それゆえ民族意識はその初期段階において王朝への「忠誠」を軸として成長してきたといわれている<sup>12)</sup> 以下ここでは、国際関係史の視点から民族国家の形成過程の中で試みられた欧州地域の勢力均衡の事例を取り上げながら、国家間関係を考察してみたい。

さて、勢力均衡の目的には幾つかあった。その一つは16世紀における宗教上の覇権対立にみられ、当時国際関係の分野で支配的だった「国家理性 (reason of state)」に基づいて勢力均衡をはかった事例がある。それはまさにその時代にふさわしく、カトリック教信奉とキリスト教信奉との間で欧州大陸の覇権的地位の確立をめぐる中で勢力均衡の企てであった。当時、カトリック教信奉者と神聖ローマ皇帝チャールズ五世の野望を阻止するために、キリスト教信奉者のフランソワ一世がドイツ新教君主や英国王ヘンリー八世、さらにはあろうことかトルコ帝国との間で同盟を締結したというものであった<sup>13)</sup> その後、欧州諸国間関係において、各国に駐在する外交使節の役割が重要になってきた。それに伴って、国家を代表する彼らに対す

る駐在国政府による処遇は昔も今も何ら変わらない、いわば国家の威信に関わる問題であった。この威信を懸けて会議開催に関する取決めで激しく論議された国際会議がウェストファリア会議（1648年）であり、そこで締結されたのが近代欧州の国際関係の基礎となった「ウェストファリア講和条約」<sup>14)</sup> である。もともと国家間の紛争がこうした外交的手段によって解決され得ない場合、戦争が勃発することになる。といっても、外国人傭兵も少なくなかった当時の戦争は、後世にみられる戦争とは違い一般人とは深く関わっていなかったため、一般人を巻き込み日常生活に多大な影響を与えるようなものではなかった。したがって、同様に諸国王もまた講和条約なるものを締結する際に一般人のことはさして念頭にはなかったようで、地域住民の意思や人種・言語・風習といったことを顧慮するというよりは、もっぱら地域の富や人口さらに戦略的価値などを考慮して取決めが行われていたようである<sup>15)</sup>

勢力均衡の考え方は、平時もしくは戦後処理の平和条約の作成にあたって重要視されるようになった。それとともに、従来の一国のみの利益のためにはかられていた均衡勢力の目的と様相は次第に変化してきた。例えば勢力均衡の試みは、ある一国が有力な地位を奪回・確立しようとする動きがあれば、ほかの諸国家が手を結んでそれを阻止するといった具合である<sup>16)</sup> 欧州における勢力均衡維持の試みは、すでに中世末期以来のイタリアの都市国家間で、及び16世紀において多くの欧州諸国が提携して神聖ローマ皇帝チャールズ五世（兼スペイン王）やスペイン国王フィリップ二世に、さらに17世紀末から18世紀初頭におけるルイー四世の

10) 岡義武『国際政治史』岩波全書、1955年、3～4頁参照。

11) 同上、4頁参照。

12) 同上、5～6頁。

13) 国家がその存立または発展のために抱く欲求を「国家理性」というが、マキアヴェリ (Machiavelli, N.) が力説した国家理性が当時の欧州国際政治においていかに優先されていたかを物語っている事例といえる。同上、15～16頁参照。

14) パーキンソンは、ウェストファリア条約は、歴史上、三つの意味で分岐点であるとしている。すなわち、第一に宗教改革に始まる宗教戦争に終止符を打ったこと、第二に教皇及び神聖ローマ皇帝の地位を他の君主と同等の地位に引下げたこと、第三に独立主権国家の存在に基礎を置く国際秩序を正当化したこと。Parkinson, *op. cit.*, p. 44 (邦訳、40頁)。

フランスの優越的地位の樹立の企て, などに對抗した事例をあげることができる。なかでも, ウェストファリア条約は中欧を人口と資源面から新教圏とカトリック圏に分け, そして1713年の「ユトレヒト条約」ではハプスブルク家とブルボン家の間で領土は分割され, 欧州大陸諸国とフランスとの間の勢力均衡がはかられた代表的な事例である。こうして18世紀末までに, 一方で神聖ローマ帝国諸国・イタリア諸国, オーストリア・フランス・スペイン・英国を含む諸国間で, 他方で北欧及び東欧諸国間で勢力の均衡をはかる試みがみられた<sup>15)</sup>。パーキンソンは, スペイン継承戦争の実質的終結を意味するユトレヒト条約について, この条約には, これまでの単なる政治的スローガンから国際秩序の原理に格上げさせる条項が含まれており, さらに勢力均衡を締約国に維持させる義務を負わせ, かつ積極的な外交目標となる規範となったことを指摘している<sup>16)</sup>。そして後述するように, 欧州規模でフランスの優越的地位の確立を

企てたナポレオンの登場によって, 彼に対抗するために勢力均衡の名のもとに欧州史上初めてといわれる欧州規模によって欧州諸国は結集したのであった。

さらに, 勢力均衡は国際平和の維持をはかる手段としても利用された。岡氏は, 前述のウェストファリア条約やユトレヒト条約の起草にあたった政治家たちも, 将来の平和維持に役立ち得ることを期待していた点を指摘し, スイスの法律家ドゥ・ヴァテル (Vattel, E. de) に言及している。ドゥ・ヴァテルによれば, 「近代ヨーロッパは国家の雑然たる集合体ではなく, 一種の共和国であり, 構成単位である各国家は各々独立していながらも共通利益によって結びつけられており, 相互の協力によって秩序と自由とを維持しようとしている」<sup>17)</sup> という。確かに国家間の勢力均衡は極めて崩れやすく, したがって勢力均衡に国際平和の維持を安直に期待することはむずかしい。しかし後述するように, のちにみる英国の欧州大陸政策は少なからず欧州の平和維持に役立ったといえる。というのは, 英国は勢力均衡を近世初頭より伝統的外交手段の一つとしていたからであり, 欧州大陸諸国間で均衡が失われるような場合には劣勢の国家側に加担 (場合によっては参戦) するなどして, 必要に応じて大陸諸国間関係にたびたび介入していたからである。なお英国がこのような外交方針を堅持した理由として, 岡氏は次の二つの点を指摘している<sup>18)</sup>。すなわち, 欧州大陸における大国の一つが大陸で優越的地位を樹立した場合, 第一は英国の対岸地方である低地諸国 (Low Countries) がその勢力下へ落ちて, その結果英国の安全が脅かされると考えられたこと。第二は前の大国を中心として欧州大陸諸国が反英ブロックを形成して大英帝国に挑戦する

15) 当時の戦争と一般人との関係については, 岡, 前掲, 22~23頁参照。またカーは, 当時の様子を次のように語っている。「一般市民は実際上紛争の当事者ではなかった。18世紀には多くの戦争があったが, 一般市民はその主権者たちが戦争をしている時でも互いに自由に往復した商取引を行うことができた。」[Carr, *op. cit.*, pp. 4-5 (邦訳, 9頁)]。こうしてカーは, 当時の国際関係と彼が生きる国際関係の概念の違いを指摘している。これとは対照的にジョルは, 第一次大戦の経験について, ある復員兵の気持ちを代弁して次のように述べている。「第一次世界大戦の経験は, 人々を反戦論たらしめ, また彼らをして次の戦争に巻き込まれないためには全力を尽くそうと決意させただけではなかった。(略) 戦友愛, (自己) 犠牲, 連帯感の記憶をも残していた。そしてこれらの諸徳は, 戦後の市民生活や経済混乱の中で失われてしまった」[括弧内は筆者, J・ジョル著/池田清・祇園寺則夫訳「戦間期におけるヨーロッパ知識人の戦争観—平和主義者と愛国者—」(祖川武夫編「国際政治思想と対外意識」創文社, 1977年), 412頁]と。

16) そのほかにも「共同分割方式」というものがあり, それは18世紀末のロシア・オーストリア・プロシアの三カ国によるポーランド分割がその代表例である。岡, 前掲, 26頁参照。

17) 本文中のこれらの事例は, 岡, 同上, 24~25頁を参照。

18) Parkinson, *op. cit.*, p. 45 (邦訳, 41頁) 参照。また, パーキンソンによれば, この条約に基づいて行われた領土の分割は, 前述の「領土の補償」原理に基づかれたものであると指摘している。

19) 岡, 前掲, 26~27頁。

20) 同上, 27頁。

おそれがあると考えられたこと、によるという。

ところで、1492年のコロンブスによるアメリカ大陸の発見をはじめ、16世紀はスペインとポルトガル、さらに17世紀はオランダ・フランスそして英国による海外への遠征・植民地帝国の建設ラッシュが進み、まさに欧州膨張の時代であった。このように16～17世紀にかけての時期は、欧州諸国による世界帝国建設の時代であり、続く18世紀には世界帝国としての地位を懸けた戦争にまで発展していったのである。1588年スペインの無敵艦隊の撃破、さらにスペイン継承戦争（1701～14年）に勝利することによって英国の世界帝国としての地位は揺るぎないものとなった。当時英国に対抗し得る帝国はフランスのみであったが、両国はオーストリア継承戦争（1740～48年）や七年戦争（1756～63年）などで戦い、特に七年戦争後に締結した「パリ条約」（1763年）によって英国は強力な軍事力を有する世界帝国の地位を不動なものとしたのであった<sup>21)</sup>。同時に、王位継承戦争では最も長期に渡り最も破壊的であったといわれるスペイン継承戦争あたりから、それまで暗黙裡に実行されていた勢力均衡が事実上の外交手段として国家間で容認されるようになったといわれている<sup>22)</sup>。

一方、1789年に勃発したフランス革命も、その後94年の「テルミドールの反動」を契機に、これまでの革命戦争から征服戦争へと様相が変ってきた。翌95年の「バーゼル条約」、さらに97年の「カンポ・フォルミオ条約」によって、フランスは18世紀の雪辱を晴らすかのように欧州大陸の優越的地位を築き上げる勢いであった。そして1799年の第二次対仏大同盟が成立するや、遂にナポレオンがクーデターを惹き起こし、これ以降1815年のワーテルローの戦いで大敗するまで、フランスと他の欧州諸国との間で交戦が始まる、いわゆるナポレオン戦

争（Napoleonic War）に入り、1808年をピークに欧州はナポレオン時代を迎えたのである。しかし、フランスにとって究極の目標は英国打倒にあったことはいうまでもない。世界帝国の英国を倒すことで初めて大陸におけるフランス帝国の支配的地位を樹立することができるからである。その後、フランスは「コンチネンタル・システム（Continental System）」で対英封鎖を断行し、一方英国は対仏封鎖政策を実施して両国間で封鎖戦の応酬が展開された<sup>23)</sup>。この封鎖政策は、これまで相互依存関係にあった両国の通商関係を途絶させ、さらに欧州諸国全体を巻き込み経済的困難を惹き起こす事態にまで発展したのである。当時、産業革命による近代工業化を歩む英国と農業国の色彩の強いフランスとの間で、比較優位論の観点からはまさに逆走する国際分業の遮断を意味していた。

すでに述べたように、英国が欧州大陸の勢力均衡を伝統的外交方針の一つとしている理由であった「大陸で優越的地位を樹立する大国」とは、ナポレオン率いるフランスということになる。しかし、世界帝国英国の打倒というフランスの究極の目標は、ナポレオンをしてもまたしても達成することはできなかった。ここで筆者の関心は、二十余年に渡る革命戦争・ナポレオン戦争後、どのようにして勢力均衡をはかりながら新しい欧州の国際秩序の創設が行われたのかという点に向けられる。ナポレオン没落後の欧州情勢を、以下ウィーン会議（1814年9月～1815年6月）の対応を中心に考察してみたい。

### (3) ウィーン会議以降の欧州情勢

ウィーン会議は、欧州再建において次の二つの指針を掲げていた。一つは正統主義であり、いま一つは勢力均衡である。詳述は避けたいが、正統主義（＝復古主義）は、革命戦争・ナポレオン戦争の間に逐われた欧州諸国の君主が

21) 同上、35～37頁。

22) Parkinson, *op. cit.*, pp. 44-45（邦訳、40頁）参照。

23) 英仏両国の封鎖政策については、岡、前掲、41～53頁を参照されたい。

自らの玉座に復位することであり、その結果フランス革命前の絶対主義的な政治体制の復興を意味する。すなわち、岡氏の言葉を借りれば、これまで由緒と伝統を誇りとしてきた欧州の歴史的王朝は、ナポレオンによって翻弄され汚辱されてきた歴史でもあるため、従来支配してきた「歴史的権利」の復権ということになる<sup>24)</sup>

さて、英国の伝統的外交政策の意向が多分に反映された勢力均衡は、次の二つの点が焦点となっていた。一つはフランスに対する革命戦争再発の懸念である。これに対してウィーン会議は、プロイセン・オーストリア・ロシアをフランスに対抗させ、かつ四カ国間で勢力の均衡が保たれるように工夫が施された。もう一つは、ナポレオン率いるフランスに代るロシア勢力の強大化に対する脅威・不安であった<sup>25)</sup>。そこでウィーン会議では、プロイセンとオーストリアの二カ国を防波堤としてロシアの西方勢力の拡大阻止に備え、さらに三カ国間の勢力均衡をはかった。このようにナポレオン没落後、ウィーン会議において欧州の主要列強国の中で勢力均衡が実現されることになったが、これまでとは様相を異にしていることがわかる。つまり以前は、どちらかといえば、一国が自国の利益をはかるための手段としての勢力均衡であったが、ウィーン会議以降は全欧的な規模の観点から捉えられていることである<sup>26)</sup>

ここで、当時欧州で最初の試みとされている「欧州協調」について若干言及しておきたい。前述のようにナポレオンを倒した戦勝国から成

る連合諸国は、フランスにブルボン王朝を復位させ、復興ブルボン王朝下のフランスとの間で平和条約(1814年5月の「第一次パリ条約」)を結んでいるが、それは連合国側が「過ぎ去った不幸な時代の名残をとどめないために、当然要求し得るべき賠償を放棄する」<sup>27)</sup>として、フランスに賠償の義務を負わせないというフランスに対して実に寛大な措置の内容であった。さらにオーストリア・プロイセン・ロシア・英国の四カ国は、1815年11月に四国同盟(のちにフランスを加えて五国同盟となった)を締結して、四カ国が協力してウィーン体制の擁護・維持と欧州における平和の維持を約束した。これが欧州初の、いわゆる「欧州協調」である。すなわち、この四国同盟を最初の例として、欧州における国際紛争が生じた場合には国際会議を開いて紛争の平和的打開をはかったり、また戦争を阻止し得ないような場合には局地化をはかることで戦争の波及ないしは拡大を阻止する試みが行われた<sup>28)</sup>。しかしウィーン会議以降、五国同盟の形で欧州の平和維持のために勢力均衡をはかってきた欧州協調も、復興絶対主義体制への不満と民族的解放運動の高揚に伴って五国

26) 1814年5月、プロイセン・オーストリア・ロシアそして英国の間で条約が締結され、附属秘密条項において四カ国間で恒久的な勢力の均衡が約束されたが、これは欧州規模における勢力均衡の試みとしての最初の事例であった。岡、同上、63~64頁参照。

27) 岡、同上、68頁。さらに、「復興ブルボン王朝下のフランスとの間に過酷な内容の平和条約を結ぶことは、同王朝の国内的威信を甚だしく傷つけることになり、それは第二の革命戦争・第二のナポレオン戦争への契機を用意することになると考えた」(岡、68頁)ためだという。また「第二次パリ条約」(1815年11月)では、7億フランの賠償義務を課し、さらにナポレオンが諸国から略奪した財宝を返還させる取決めがなされたが、それでもフランスに対して寛大な措置であることには変りなかった。岡、68~69頁参照。

28) 同上、70頁参照。しかし、ロックハート(Lockhart, J.G.)がウィーン会議について指摘しているように、同会議での主要な取決めは、その後殆どといってよいほど、どれ一つとして存続したものはなかったし、若干ほんの数年間続いたにすぎなかった。同会議でただ唯一理想主義的な案はポーランドの再建であったといわれている。岡、65~66頁、注1参照。

24) 岡、同上、59~61頁。岡氏が指摘しているように、そもそもウィーン会議は、フランス革命とナポレオンによって直接的・間接的に苦しめられた諸国の支配者の会議であったことを想起すれば当然といえよう。岡、59頁。ただし、正統主義の適用は、主要な戦勝国プロイセン・ロシア・オーストリア及び英国の利益に反しない限度においてであった点を付言しておきたい。岡、61頁。

25) ロシア勢力に対する恐怖感については、確かにナポレオンがロシア遠征に失敗し大敗を喫したには違いないが、客観的根拠に基づいたものであったかどうかは疑問の余地のあるところである。この点に関しては、岡、同上、63頁、注1を参照されたい。

同盟に内在していた相互の見解の不一致は表面化し、遂に五国同盟は解体してウィーン体制は崩壊することになる。

一方、当時欧州では民族意識が徐々に芽生え始めていた。すでに指摘したように、そもそもウィーン会議は諸国の支配者層の集まりから成る会議であったことを想起すれば、民族意識なるものは考慮からまったく外されていたとしても何ら不思議ではない。岡氏が指摘しているように、民族的統一をみるに至っていないウィーン会議当時のヨーロッパ地方の民族意識は未だ多分に情操的であり、民族的統一を要求する積極的な政治意志はなお生れ出るに至っていなかったのである。コーン(Kohn, H.)によると、まだブルジョア階級が揺籃期にあった18世紀または19世紀初め頃のドイツやイタリア地方などにおいては、民族としての主体意識は主として文化的領域にあらわれており、民族としての関心は政治的統一というよりはもっぱら文学・民間伝承・固有言語・歴史における民族精神に向けられていた。ところが、19世紀の間、ブルジョア階級が次第に成長するようになって大衆が政治的・文化的に目覚めてくると、これまでの文化的民族主義はやがて民族国家の形成への欲求に転化するようになったという<sup>29)</sup>。確かにフランス革命以前の欧州では、「民族(意識)及び民族国家を見出すことはできるが、それは社会的(価値を有した)事実として存在していたにすぎず、フランス革命期においても民族に対する積極的価値づけは未だ行われていなかった」<sup>30)</sup>(括弧内は筆者)のである。しかし「フランス革命において唱えられた人民主権論は、王朝への忠誠を中核とした民族意識を、国民を担い手とした近代的民族意識へと転換する思想的契機を提供した」<sup>31)</sup>という点で、人民主権論

は民族主義思想の形成における歴史的意義は大きいといえる。そしてウィーン会議以後、民族意識は欧州各地で成長し始めたが、このことには十分な根拠が存在していた。というのは、実はナポレオンが欧州制覇を企てる際に欧州各地における民族意識を刺激・誘発することで、彼の欧州征服計画にそれを利用していったからである。岡氏が指摘するように、結果的には彼の意志に反する結果をもたらすことになったものの、ナポレオンは欧州における民族意識の発達を促した歴史上の第一人者であることに疑う余地はない<sup>32)</sup>。やがて民族意識の高まりは民族国家を誕生させることになる。19世紀代後半にはイタリア(1861年)及びドイツ(1871年)という二大民族国家が成立し、第一次大戦勃発の1914年まで英国を中心とする、いわゆる帝国主義の時代に突入することになる。

帝国主義時代に入ると、再び欧州協調を背景に欧州列強による海外膨張をはかる植民地拡大政策が本格的に展開され、同時に国家間対立も激化の途を辿るようになった。つまりウィーン体制崩壊後、民族国家ドイツの成立は欧州大陸の国際政治の構図を大きく変えることになったのである。特に晋仏戦争(1870~71年)後、アルザス=ロレーヌのドイツ割譲という二州を喪失したフランスにとって、その経済的損失と屈辱的な国際的地位の低下が与えた影響は甚大であった<sup>33)</sup>。実際に1871年以降、フランスは常にドイツの敵対側につくようになった。こうして欧州大陸はドイツとフランスの両陣営に分裂

32) 民族主義(nationalism)について、岡氏は「政治的意味において民族主義という言葉が用いられる場合には、それは、民族がその文化的個性の自由な発展を遂げるためには他民族からの政治的支配から解放されなければならないという主張を指す」(岡, 同上, 74頁)と指摘している。ナポレオンは地方住民の民族意識を利用し、これを操って行動した欧州最初の政治家であったといわれている。皮肉にも、彼の意図に反して自己の征服計画に利用した住民の民族意識を逆に高揚させてしまった。同, 75~76頁, 注2参照。

33) 晋仏戦争後のフランスに与えた心理的影響については、岡, 同上, 106~107頁に詳しい。

29) 岡, 同上, 77頁, 注1参照。なお、ドイツをはじめとする帝国主義の成立過程については、江口朴郎『帝国主義の時代』岩波全書, 1969年, 第二章を参照されたい。

30) 岡, 前掲, 74頁, 注1。

31) 同上, 73頁。

し、1914年8月遂に両陣営は衝突し、英国外相サー・エドワード・グレイによる欧州協調の再度の回復の努力も空しく、第一次世界大戦勃発とともに協調体制は終焉を迎えた。勢力均衡に対する評価についてはさまざまであるが、フランケルによると、勢力均衡こそ平和維持の希望を託しうる唯一の方式であると捉えた人もいれば、第一次世界大戦を惹き起こしたのは結局のところ勢力均衡であると非難した人もいたという。さらにフランケルは、戦間期に安定した秩序が成立し得なかった理由として、勢力均衡支持者も集団安全保障体制支持者も口を揃えて、英仏間の再三の意見の食い違い、米国の孤立主義、ドイツとソ連の長期間に渡る国際社会からの排除、そして1930年代後半の西欧諸国とソ連との協力関係の欠如など、欧州列強間に協力体制が欠けていた点をあげている<sup>34)</sup>

### 3. 戦間期理想主義と国家間関係

#### (1) 伝統的理想主義の信念

ここでは、視角を変えて揺れ動く混沌とした戦間期の欧州諸国間関係の様相を、戦間期理想主義 (idealism) の視点から振り返ってみたい。のちにカー (Carr, E. H.) を代表とする現実主義 (realism) によって批判の対象となるが、トインビー (Toynbee, A.) やデーヴィス (Davies, D.) などの理想主義者が伝統的理想主義の立場から国際連盟の擁護者として有名である。国際関係論を論じる場合、理想主義といえば当然現実主義が浮かんでくるが、後述する理由から現実主義についてはここでは必要に応じて言及するにとどめたい<sup>35)</sup>。ここで筆者の関心は二つある。一つは、戦間期に理想主義思想が支配的であったかどうかというよりも、戦間期にみられた国際関係の特徴は何かということにあり、またその特徴が理想主義の立場からどのように説

明がなされるかということにある。もう一つは、理想主義者が当時どのような国家間関係を理想として戦間期の国際関係を描き構築しようとしていたのかという点である。すなわち、前述の国際連盟の設立を前提とした議論の中で、戦間期の理想主義者は国家と国際組織の関係をどのように捉えようとしていたのかという点にある。

ロング (Long, D.) も指摘しているように、戦間期の国際関係に関する諸理論は多様性に富んでいたため、体系的に捉えることは非常にむずかしい。彼によると、第一次大戦直後には国

35) 1980年代後半から特に米国では、外交政策との関係から新現実主義者たちの政治思想が台頭してきた。ここで言及する現実主義は、カーで代表されるように戦間期にみられた理想主義に対して批判した古典的現実主義を想定しており、もっぱらカーの考えを中心に取り上げながら論じていることをあらかじめ断っておきたい。ちなみにカーは彼の主著『危機の二十年』の中で「空想主義 (utopianism)」の用語を一貫して用いており、「理想主義 (idealism)」という用語はほんの数箇所用いられているにすぎない。Carr, E. H., *The Twenty Years' Crisis 1919-1939: An Introduction to the Study of International Relations*, 2nd Ed., The Macmillan & Co. Ltd., 1946 (井上茂訳『危機の二十年』岩波現代叢書, 1952年)。Wilson, P., Introduction: The Twenty years' Crisis and the Category of 'Idealism' in International Relations, in Long, D. and Wilson, P., ed., *Thinkers of the Twenty Years' Crisis: Inter-War Idealism Reassessed*, Clarendon Press, Oxford, 1995, p. 1, p. 21, notes 4) (宮本盛太郎・関静雄監訳『危機の20年と思想家たち—戦間期理想主義の再評価—』ミネルヴァ書房, 2002年, 1頁及び24頁注4) 参照。デーヴィスの国際連盟に対する思い入れについては、Porter, B., David Davies and the Enforcement of Peace, in Long and Wilson, *ibid.*, pp. 58-78 (邦訳, 65~86頁) に詳しい。なお現実主義に関する分析については、現実主義の主唱者の一人であるスミス (Smith, M. J.) の著書, Smith, M. J., *Realist Thought from Weber to Kissinger*, Louisiana State University Press, 1986 (押村崇他訳『現実主義の国際政治思想—M・ウェーバーからH・キッシンジャーまで—』垣内出版株式会社, 1997年) で詳しく論じられているので参照されたい。スミスは、彼の著書の冒頭で現実主義が現在もなお大きな影響力を持っている理由の一つとして、理想主義者やユートピア主義者、楽観主義者などさまざまな流れがある中で、現実主義者たちは現実を直視し理解するという共通認識とその思想基盤がしっかりとした一枚岩から成っている点をあげている。*ibid.*, p. 1 (邦訳, 7頁) 参照。

34) Frankel, *op. cit.*, pp. 171-173, p. 175 (邦訳, 前掲, 250~253頁及び256頁)。

際関係論はまだ専門的学問として確立しておらず、萌芽期の段階にあったという。つまり、国際関係分野を研究していた研究者は社会科学系の法学部や歴史学部などに所属していたこともあって学問的背景が多様で専門職化されていなかったために、戦間期の国際関係に関する研究が多岐に渡っていた理由であると指摘している<sup>36)</sup>。ロングは、こうした戦間期の国際理論の多様性ゆえに現実主義と理想主義という二分法的アプローチに否定的な見解を示している。すなわち、二分法は、体系的な理解に役立つ唯一の分析装置でも最善の装置でもなく、また検証方法としても大雑把であること、そして何よりも1939年のカーの著『危機の二十年』が戦間期に遡って適用されることから時代錯誤の罫に陥ってしまうおそれのあることを指摘し、「戦間期国際理論において理想主義と呼ばれているものが支配的地位を占めていたという説は、カーによる誇張である<sup>37)</sup>」として、現実主義と理想主義による二分法以外のアプローチを試みている。さらに、彼は理想主義者の中には国際システムについての基本的な理解を現実主義者と共有する者もいるし、一方現実主義者の中でも問題によっては互いに意見を異にする場合も多いことから、二分法には何かかこつけのようなどころがあるとも指摘している<sup>38)</sup>。一方、ウィルソン (Wilson, P.) は、カーのいう「空想主義＝(理想主義)」の用語の曖昧さを指摘して、現実主義と理想主義の二つの用語の使用について「修辞上、価値のある非常に便利な道具」としてカーの弁証法を一蹴している。そしてウィルソンは、カーの批判の対象としている理想主義の概念の曖昧さを指摘し、逆にカーの理想主義の欠点に対する批判を逆手に取って、「戦間期理想主義の核心的特質とは、意識

的かつ進歩的変化に対する信念である」と特徴づけている<sup>39)</sup>。筆者も基本的に彼らの考えに賛成である。というのも、両大戦間におけるいくつかの事例、例えば、ドイツ賠償問題をめぐる戦勝国の英国とフランス両国の見解の対立と譲歩の関係や金ブロックやスターリング・ブロックのような地域経済圏の形成は、いずれもネヴィル・チェムバレン (Chamberlain, N.) のいう戦争に代る別の形の欧州協調を戦間期にみる事ができるからである。そこで、以下ではロングの見解を念頭に置きながら、彼のサーヴェイ論文に沿って戦間期理想主義の視点から国際関係の様相をしばらく垣間みることにする。

ロングによると、戦間期における国際関係の研究が多様ながらも、当時大きく次の三つの関心事から成っていたという。つまり彼の言葉を借りれば、そこには「三本の共通の糸」が存在していたというのである。第一は国際組織に関する関心、第二は国家中心主義に関する関心、第三は戦争回避のための規範的関心である<sup>40)</sup>

38) *Ibid.*, p. 323 (邦訳, 360~361頁) 参照。他方カーは、「空想と現実とは、政治学の二つの面を成す。健全な政治思想と健全な政治活動とは、ユートピアとリアリティとがともに存在しているところのみ見出されるであろう」と述べて、ユートピアとリアリティの必要性を説いている。さらに別の箇所では、「ユートピアとリアリティとの対立は、ある面では「自由意志 (free will)」と「決定論 (determinism)」との対立とみることが出来る。」「空想主義者は、未来に目を向けて創造的な自由意志を駆使して思考をする。現実主義者は、過去に根を下ろして因果関係によってものを考える。およそ健全な人間の行為、したがってまたおよそ健全な思想は、ユートピアとリアリティとの釣り合い、自由意志と決定論との平衡を示すものでなければならない。」「[Carr, *op. cit.*, pp. 10-11. (13頁, 15~16頁)]。

39) Wilson, *op. cit.* pp. 6-7 (邦訳, 8頁)、及び *ibid.*, pp. 12-14. (邦訳, 14~17頁)、特に16頁参照。さらにカーの著『危機の二十年』について、カーの検証は戦間期を、日本が満州に侵略して自由貿易が崩壊した1931年時点で前半10年と後半10年に区別していた点を指摘している。つまりこれに従えば、カーのいう空想主義が支配的であった期間は1931年までであるということになり、第二次世界大戦が勃発した1939年までの危機の20年間ではなく、随分前に空想主義の時代は終わっていたということになる。*Ibid.*, p. 7 (邦訳, 8~9頁) 参照。

36) Long, D., Conclusion : Inter-War Idealism, Liberal International, and Contemporary International Theory, in Long and Wilson, *op. cit.*, p. 303 (邦訳, 338頁) 参照。

37) Long, *ibid.*, pp. 302-303 (邦訳, 338頁) 参照。

ここでいう国際組織とはもちろん国際連盟をさしており、彼の関心は集団安全保障及び国際秩序の仕組みとしての国際組織のあり方に向けられていた。この国際連盟のような国民国家の形態を超えた、いわゆる超国家的組織に対して国家間がどのように協力し運営していくかということが重要な論点であり、ここに理想主義と現実主義の間で大きな相違がみられる点である。このことは、国家を国際関係の構成単位とする国家中心主義と第一次世界大戦の惨事を二度と繰り返したくないという戦争回避措置と大いに関係してくる。そして国際関係論の淵源が第一次世界大戦という苦い経験による動機づけにあるとすれば、理想主義者であれ現実主義者であれ、国家中心主義的な理念と行動に基づく国家間関係に強い関心が寄せられるのも納得できる。また理想主義が支配的であったといわれる戦間期に、当時の国家中心主義的な考えが現実主義的な考え方を萌芽させたのも当然の成り行きといえる<sup>40)</sup> もっとも国家中心主義は、文字

どおり<sup>ナショナル・インテレスト</sup>国家利益とイデオロギーを伴うことはいうまでもない。そして1939年のカーによる空想主義者 (utopians) 批判を契機に現実主義は次第に力をつけ始め、やがて国際連盟を典型とする国際組織 (そして第二次世界大戦後の国際連合) をめぐって議論の対立をみることになるのである。例えば、パーキンソンは、カーの理想主義 (= 空想主義) 批判について次のように述べている。すなわち、カーの主たる批判は理想主義の柱石でもある国際連盟の「利益の調和 (harmony of interests)」理念に向けられており、これは、国際連盟の運営下では最終的には戦勝国も敗戦国もすべての関係当事国にとってうまくいき、そしてすべての国家が平和の維持に共通の利害を有しているというものである。しかし、カーによれば、この理念は強者の立場に立ったものであるため、国際連盟のような国家の支配的集団の利害を反映しているにすぎないという<sup>41)</sup>

## (2) 伝統的自由主義の流れ

さてロングは、国際関係における理想主義は国際関係思想における自由主義的伝統と関係しているとして、コブデン主義、ホブス流理想主義、そして新自由主義的国際主義 (new liberal internationalism) といった自由主義的国際主義といわれる三つの論脈から戦間期理想主義の分析を試みている<sup>42)</sup> すなわち彼にしてみれば、理想主義は決して一枚岩では片づけられなかったのである。この自由主義的国際主義の起源は、ロングも指摘しているように18世紀後半～19世紀初頭の古典派経済学者のアダム・スミス (Smith, A.) 及び国際貿易論のデヴィッド・リカード (Ricard, D.) にまで遡る。ちなみにリカードの比較生産費説によると、比較生産費の安価な商品の自由貿易を行うことによって貿易国間で相互に利益を享受できるというものである。コブデン (Cobden, R.) は、この自由貿易を拡大解釈して自由貿易と政治的不干渉によって達成される平和と繁栄という政治

40) Long, *op. cit.*, pp. 303-308 (邦訳, 339～343頁) に詳しい。戦間期の国際関係に関する研究について、ロングは学際的側面から本文中の三つの関心事に分けて議論を展開している。しかし当時はまだ新しい学問領域であったため、学際的研究の比重は小さくてむしろ非学際的な著述家の方が幅を利かせていた点を指摘している。詳述は避けるが、このことは、例えば左翼的急進派 (社会主義急進派, 自由主義左派急進派) など、戦間期における国際関係研究の多様性と深く関わっていることはいうまでもない。こうした急進派の見解を背景に、ロングはカーによって展開された現実主義からの批判の再検討の必要性和現実主義と理想主義の二元論に基づいた国際関係論の学説史から戦間期を切り離す必要性を指摘している。ロングによると、「カーによる現実主義からの批判と急進派の間にある種見解の共通性がみられ、カーの現実主義は彼の急進主義的発想から生まれたものである」と。すなわち、「彼が空想主義的分析に反対した主要点の一つは、その分析がブルジョア的イデオロギーの表明であるということにあった」 [*Ibid.*, p. 310 (邦訳, 346頁)] という。なお規範的側面に関する研究は、国際研究会議をあげることができる。第一回会議では「世界的な経済危機」(1931年)、第二回会議では「集団安全保障」、第三回会議では「平和的変更」がそれぞれ取り上げられた。 *Ibid.*, pp. 306-307 (邦訳, 342～343頁) 参照。

41) *Ibid.*, pp. 305-306 (340～342頁) 参照。

原理に変えたという<sup>42)</sup> 周知のように、コブデン主義はのちのノーマン・エンジェル (Angell, N.) の「戦争の無益性」に関する彼の初期の思想に反映された。平和と自由貿易がもたらす「(長期的) 利益の調和」を信じていたエンジェルは、「一国の他国への不当な侵略が、経済的意味だけでなく、あらゆる意味において侵略者の利益に跳ね返らせるのが巧妙な相互依存なるものである<sup>43)</sup>」として、他国への加害行為は自

国の利益を損ねることにもなることを相互依存論の視点から説いている。なお、彼の主著(『大いなる幻想』)が出版されたのは第一次大戦勃発前の1909年(初版)であった。彼が主張し続けた「軍事力の経済的無益性」も空しい結果になってしまった。エンジェルは、「国家の無秩序さや戦争は資本主義が創り出した問題であり、ナショナリズムの産物である<sup>44)</sup>」と指摘し、「戦争は、われわれが国民に独立と主権の観念を付着させたという事実による。主権とそれが必然的に意味する無政府状態が戦争を創り出している<sup>45)</sup>」として、彼は戦争の原因を無政府状態(anarchy)に求めている。吉川氏も指摘しているように、第一次大戦の勃発によって彼の関心は戦争阻止の方法へと向かうことになり、「無政府状態に代る方法として全集団の結合した権力<sup>46)</sup>」を提唱して、国際連盟の集団安全保障に平和を求めるようになったのである。こうして第一次世界大戦の勃発によって自由主義的国際主義は危機的状况に陥り、楽観的な英国流自由主義は分裂させられることになった。戦前、誰しもが二度と惨劇は起こらないで平和の続くことを信じていたし、たとえ戦争が起きたとしても欧州全体に広がることなく局地的な紛争で収まるであろうと楽観視していた。しかし第一次世界大戦によって自由主義者の平和への信念は物の見事に打ち拉かれてしまったのである。

一方ホブス流理想主義者は、商品や思想の

42) Perkinson, *op. cit.*, 160 (邦訳, 168頁) 参照。さらにカーは、「空想」は分析の所産ではなく願望の所産であり、戦争を防止しようとする願望が強すぎると願望が知性に勝り、現実を認識する判断力を減退に導く」(傍点は筆者), *ibid.*, p. 160 (邦訳, 169頁) と警告している。カーの原書では、別の箇所で「願望は思考の父である」[*Carr., op. cit.*, p. 3 (邦訳, 4頁)] という言葉に続けて、次のように叙述している。「戦争を防止しようとする情熱的要求が、この研究の初期の進路と方向の全体を決定し(略)他の未発達の学問と同様に、国際政治学は著しくかつあらわにユートピア的である。(略) 意欲が思考に勝り、概括が観察に優越する初期の段階にあり、(略) 批判的な分析はほとんど試みられていない」[*ibid.*, p. 8 (邦訳, 10頁)] と。しかしパーキンソンは、カーによるユートピア主義者に対する批判はユートピア主義者の基本的前提を覆す意図はまったくなく、彼の意図は破壊ではなく教化にあった。しかも革命主義というよりは改良主義の立場に立っている。またカー自身も、国際関係での外交行動は、ユートピアと現実主義の中間の調和のとれたものでなければならぬとして中立的立場をとっていることから、1919年体制信奉者への穏健な批判者とみなすべきであると評している。Perkinson, *op. cit.*, p. 161 (邦訳, 169~170頁) 参照。またスミスは、カーを相対主義としての現実主義の立場から論じている。Smith, *op. cit.*, chap. 4 (邦訳, 第四章) 参照。

43) Long, *op. cit.*, p. 312 (邦訳, 349頁) 参照。

44) *Ibid.*, p. 313 (邦訳, 349~350頁) 参照。コブデン主義については、Maxse, L. J., Cobden and Cobdenism (origin: *National Review*, July 1904), in Cain, P. (selected), *Free Trade and Protectionism: Free Trade under Pressure 1904-1913*, Vol. IV, Routledge/Thoemmes Press, 1996, pp. 43-52 参照。コブデン主義に対する批判については、Hobson, J. A., *The Inner Meaning of Protectionism* (origin: *The Contemporary Review*, vol. 84, September 1903), in Cain, P. (selected), *ibid.*: *Chamberlain and Tariff Reform 1903-1904*, Vol. III, p. 115 を参照されたい。

45) Angell, N., *The Great Illusion: A Study of the Relation of Military Power to National Advantage*, W. Heinemann, 1912, p. 295.

46) Angell, N., *The Unseen Assassins*, Hamish Hamilton, London, 1932, p. 201. 「軍事力の経済的無益性」(戦争と平和の議論)については、*ibid.*, pp. 181-182 参照。

47) *Ibid.*, p. 92.

48) *Ibid.*, p. 100. この点に関しては、吉川宏「戦間期イギリスの相互依存論」(ヨーロッパ現代史研究会編『国民国家の分裂と統合—戦間期ヨーロッパの経験—』北樹出版, 1988年, 第三章, 83~84頁に詳しい。戦争の無益性に関しては、パーキンソンも、エンジェルは「戦争を防止するためには権力者に戦争は儲からないことを知的に説明すれば十分であると確信していた」[Perkinson, *op. cit.*, p. 157 (邦訳, 165頁)] と述べている。吉川, 前掲, 62~63頁及び82頁に詳しい。

自由な貿易と法の支配によって国家的利益の調和が生まれるという楽観的な旧自由主義思想から離れていった。つまり彼らは、「紛争解決の方法として暴力的な解決手段に代る国際的法機構を選ばず、むしろ集团的武力行使の正当化を支持する」<sup>49)</sup> ようになった。こうして自由主義者は、おしなべて「戦争回避のための平和的解決手段から離れて、正当な戦争あるいは戦争ほど過激でない、例えば経済制裁や外交的制裁のような強制措置によって紛争解決をはかる方向に向かった」<sup>50)</sup> ののである。こうしてみると、ホブス流理想主義者は現実主義者と似通った点がなくはなかった。例えば、戦間期において国家を国際関係の構成単位とみなした国家中心主義的な考え方や国際組織の必要性に関しては基本的認識の点では現実主義者と共通していたといえる。ただ一点、戦争は避けがたいものであるという理念だけは理想主義者とは違っていた。このことが、旧自由主義的思想の流れを汲む楽観的に平和への道を委ねた理想主義者とは対照的に国際連盟に対して懐疑的であった理由にほかならない。

ロングによると、新自由主義的国際主義の考え方は、世界経済が冷え込んでいた19世紀終り頃に遡ることができるという。当時は、世界不況とともに欧州において自由放任への落胆の声と悲観論が漂っていた時期である<sup>51)</sup>。同時に、当時の国家間の緊張はかなり激化した状況にあり、国家間の緊張を緩和する国際的な調整機関、すなわち国際政府のような国際組織の存在の必要性が高まっていた時期でもあった。こうして、「紛争を防止する手段として自発的協調だけを要求する形、すなわち国家連合原理(confederative principle)の形で国際組織を実現しようとする地道な解決策の探求が始まった」<sup>52)</sup> ののである。新自由主義者も、古典的自由

主義の流れを踏襲しているとはいえ、実は英国を中心としたこれまでの伝統的自由放任を離れて、国家間の無秩序状態よりも国家間の協力関係と組織化の必要性を説いたのである。すでに見てきたように、エンジェルも戦争勃発の原因を(国際的)無政府主義に求め、他方で国家主権の止揚<sup>アウフヘーベン</sup>を主張しながらも国際連盟の集団安全保障の紛争解決を説いている<sup>53)</sup>。したがって国際組織に関する論脈からみれば、国際連盟設立という事実は、コブデン主義の自由貿易と国家不干渉を唱える論拠を非常に薄弱なものとし、代って新自由主義的国際主義が市民権を得ることになった。こうして第一次大戦後に設立された国際連盟は、戦前までの条約による勢力均衡に代るものとして期待が大きかったことを付言しておきたい。新自由主義者は、「国際連盟を威圧的な国際レジームとして擁護しなかった。国際連盟が先駆者となって、人間の幸福と自由の改善のための協力を促進し及び指導することを目的としたひと揃いの流動的な組織体としての国際政府(international government)」<sup>54)</sup>とみなしていたようである。そして、国家と国際組織の関係でいえば、新自由主義的国際主義者

53) エンジェルは、「民族自決、あるいは(国家)主権、あるいは独立は文明と非両立的である」[(Angell, N., *The Defence of the Empire*, Hamish Hamilton, London, 1937, p. 50)]として、ここでは国家主権と文明が両立し得ないことを説いている。この点については、吉川氏、前掲、83~84頁で詳しく論じられているので参照されたい。ちなみに「国際的無政府主義(international anarchy)」という用語を作り出したのは、実は「国際連盟(League of Nations)」という用語を考案した英国の著述家ディキンソン(Dickinson, G. L.)であったといわれている。Long, *op. cit.*, p. 314(邦訳、351頁)及びPerkinson, *op. cit.*, p. 156(邦訳、164頁)参照。

54) Long, *op. cit.*, p. 317(邦訳、354頁)。ロングによると、戦間期理想主義者の中には国際主義において何よりも文化統合の重要性を力説する非自由主義的論者もいたという。彼らにとって、「国際組織は集団安全保障の仕組みでも便利な道具でもなく、再生神聖ローマ帝国の中心あるいは世俗化された世界協会のようなもの」で、そのうち「社会主義者は国際組織を階級的陰謀として拒絶し、文化的国際主義者は西洋文明の頂点に立つ階級的構造物」とみなしていたようである。Ibid., p. 318(邦訳、355頁)参照。

49) Long, *op. cit.*, p. 306(邦訳、351頁)。

50) Ibid., p. 306(邦訳、352頁)。

51) Ibid., pp. 305-306(邦訳、352頁)参照。

52) Perkinson, *op. cit.*, p. 155(邦訳、163頁)。

にとっては、「主権国家とは、人々・集団・会社・産業の国際諸関係にとって、せいぜい良くて無関係な存在、ひどければ邪魔な存在」<sup>55)</sup>にしかすぎなかったのである。このようにしてロングの戦間期理想主義分析は、一連の自由主義的思想の歴史的流れの中で捉えており、理想主義の考え方も変化してきたことを教えるものである。

最後に、現実主義の主唱者の一人であるスミス (Smith, M. J.) は、彼の主著の中で国家間関係について叙述しているので紹介したい。彼によると、現実主義は、あらゆる人間がある一定部分は悪に染まっているという人間本性の悲観的な見方を説くことから始めるとして、「政治の本質を規定するのは権力闘争であるが、(略)これは国家関係において先鋭にあらわれる。国際政治の領域においては、国家こそが唯一の主要なアクターであり、いかなる権力組織や権威組織も国家の上に立って国家間の紛争を調停することはできない。国家の上に立つ組織を樹立することは可能であるかも知れないが、(略)諸国家がその創設に友好的に同意することなどとは起こりそうもない。国家間では、国家は宿命として永遠に競合関係の中に置かれている。その競合関係こそがまさしく、しばしば戦争を生み出す原因なのである」<sup>56)</sup>という。この叙述からわかるように現実主義のスタンスが十分に読み取れ、国連の権威が弱まっている今日にも増して、第一次大戦後の苦渋の産物であった国際連盟に平和の期待を馳せていた

55) *Ibid.*, p. 317 (邦訳, 354頁)。

56) Smith, *op. cit.*, p. 1 (邦訳, 7頁)。スミスは続けて「この永遠の競合関係は、これを嘆こうとも逃れることのできない現実であることに変わりはない。どれだけ道徳的な説教を繰り返そうとも、どんなユートピアを計画しようとも、その現実から逃れることはできない。唯一われわれは、国家間の紛争が永遠に続くという事実を正しく認識し、その紛争の原因を正しく識別することによってのみ、唯一我々は紛争を緩和することができるのである。」[*Ibid.*, pp. 1-2 (邦訳, 7~8頁)]として、現実主義の立場を先鋭に打ち出している。

理想主義者とは立場を大いに異にしていることがうかがわれる。

#### 4. 結びに代えて

第一次世界大戦前までは英国の軍事力と経済力で、いわば現実主義の考えに立脚した勢力均衡論が通用したある意味安定していた時代であった。すなわち、「欧州協調」を英国の外交政策の基本方針である勢力均衡によって、ある種欧州の一体感が存在していたといえる。そして戦間期に入ると、国際親善のジェスチャーの時代であったといわれているように、当時の英国首相チェムバレンも平和の幻想を抱き、英国外交の「宥和政策」を展開したのである<sup>57)</sup>。こうして勢力均衡は宥和政策に取って代り、そのあらわれの一つが1925年の「ロカルノ条約 (Treaty of Locarno)」であった。池田氏が指摘しているように、この条約は第一次大戦後の不安定な欧州において戦勝国と敗戦国とを対等な立場で一つの安全保障体制の中に包含した初めての勢力均衡策にほかならない<sup>58)</sup>。

しかし、ここに当時のチェムバレン外交の誤算があった。英国の軍事力と経済力が衰えつげされた勢力均衡策であったにもかかわらず、従来の勢力均衡による欧州協調の復活ないしは宥和

57) 英国外交における交渉技術の特徴が「商業の技術」にあるといわれているが、これはチェムバレン自身が金属工業経営の実家に生まれたためであり、彼の政治家としての思考・行動様式に実業家的発想が反映したものであろう。そしてまさにこの点が、チェムバレンの宥和政策に対する最大の批判の対象となっている。池田清「ネヴィル・チェムバレンとヨーロッパ協調」(祖川編, 前掲), 391~392頁参照。またジョルは、西欧の政治家たちの失敗を次のように指摘している。「およそ政治指導者というものは、その目的を達成するためにはいつでも戦争に訴える決意を抱いているという政治の現実を十分に認識していなかったところにあった(略)なぜならば、フランスやイギリスの指導者たちは、戦争というものはただ、ある恐ろしい過ちの結果として、また、国際的な交流体制の崩壊の結果として起るのだとしか考えていなかったからである」(ジョル, 前掲, 416~417頁)と。

政策の推進は、いうなれば時代錯誤的政策であったといえる。なぜなら戦間期、特に1930年代に入って世界は大きな変革期を迎えていたのである。欧州情勢もすっかり様変わりし、もはや第一次大戦前の欧州の一体感はなくなってしまっていた。特に勢力均衡や集団安全保障に対しての英国とフランスの見解の食い違いは大きかった。英国に関する顕著な変化としては、まず英国にはかつてのように経済力も軍事力もなく戦前に比べるとかなり衰えてきたという事実が存在していたことである。さらに戦争形態にも変化がみられたこと、すなわち海軍から空軍へと比重が移っていた点である。英国空軍参謀長トレンチャード卿は1917年のロンドン空襲を想定し、物理的損害と士気喪失の重大さをいち早く察知した一人であった<sup>58)</sup>。こうして戦法も従来の歩兵部隊や砲兵から航空機に代り、その航空機さえもこれまでの防衛兵器から攻撃兵器としての戦闘機の時代を迎えることになったのである。こうした戦間期における情勢変化にもかかわらず、チェムバレンは「宥和政策」に対して戦争に代る何かほかの解決策（例えば、軍縮であり経済制裁のような類）を託しながら

ら、彼は「欧州協調」をいつまでも追い求めていたし、第一次世界大戦はウェルズ (Wells, H. G.) の言葉を借りれば、「戦争を終結させるための戦争 (a war to end war)」であったという信念は消えていなかった。チェムバレンの対独伊宥和政策は、特に敗戦国ドイツの現状に不満を持つ体制打破勢力を欧州協調によってヴェルサイユ体制の中に封じ込めをはかるものである。すなわち、武力衝突は欧州全土を巻き込むおそれがあるため、平和的協議によって戦争の防止もしくは局地化をはかるうと彼は考えていたのである<sup>60)</sup>。

戦間期といえば、政治的な動きとしては、1920年代前半は賠償・戦債問題や経済復興など戦後処理問題が優先的課題であったが、20年代後半から30年代前半ではヴェルサイユ条約の改正や国際連盟の集団安全保障問題から国際連盟に代る国際組織の再編問題などへ重要課題が移った。経済情勢では、第一次世界大戦後の株式市場の大暴落、金本位制の崩壊、1929年の世界大恐慌、そして30年代に始まる経済のブロック化と続いた。特にここでの関わり合いで重要なのは、「ウィルソンの14か条」でも謳われているが、ナショナリズムの台頭と常に向かい合わねばならない、いわゆる民族自決の問題であった。

冷戦後のバルカン諸国における民族自決による紛争解決などの紛争処理問題をはじめ、第二次世界大戦後も依然として国連の集団安全保障にまつわる課題は山積している。

(2010年12月21日脱稿)

58) 池田, 前掲, 343頁参照。ロカルノ条約は、英国とイタリアの両国が独・仏・ベルギーに対する軍事的保障を与えたものである。しかし、ドイツの攻撃に対してフランスを保障し、フランスの攻撃に対してドイツを保障することは事実上不可能であることから、実質的には無意味なものであったと捉えてよい。この条約によって欧州大陸諸国の安全保障の義務を負うことになった英国保守党の外交政策は、地域的安全保障政策と大陸諸国間の機会主義的思想に基づかれた勢力均衡論に対して野党労働党から批判が浴びせられた。つまり1925年当時、労働党は国際連盟による全般的(集団的)安全保障体制の支持層が大勢を占めていたのである。同, 345~346頁。

59) 同上, 351頁参照。トレンチャード卿の算定によると、市民の物理的損害と士気喪失の割合は1対20で、士気喪失の方を重視していることがわかる。同, 353頁, 注③参照。なお、来たるべき戦争の形態イメージについて、フランスは「未来戦はより大規模で効果的な塹壕戦になる」と考えており、一方英国は「恐るべき空中戦で、戦略爆撃こそ未来戦における決め手となる」と考えていたようである。同, 417~418頁。

60) 同上, 339頁。また、欧州で兩大戦間に広く信じられていた戦争観は、「戦争に代る何かが生まれるだろう、1914~18年の恐怖を繰り返さないで結果を成就できるような方法が見つかるだろう」(ジョル, 前掲, 418頁)といった楽観論であった。つまり、「国際協定を締結して軍縮交渉を進めることで、平和は自動的に達成されると錯覚した楽観主義の平和観の象徴」(池田, 前掲, 347頁)が1928年の不戦条約(Kellog-Briand Pact)であった。

【参考文献】

- [1] Angell, N., *After all: The Autobiography of Norman Angell*, Farrar, Straus and Young, Inc., 1951.
- [2] Binkley, R. C., *Realism and Nationalism*, Harper & Row, Publishers, 1852-1871, 1941.
- [3] Bisceglia, L., *Norman Angell and Liberal Internationalism in Britain, 1931-1935*, Garland Publishing, Inc., 1982.
- [4] Blanning, T. C. W. (ed.), *The Oxford Illustrated History of Modern Europe*, Oxford University Press, 1996 (望田幸男・山田史郎監訳『オックスフォード ヨーロッパ近代史』ミネルヴァ書房, 2009年).
- [5] Callahan, D., *Between Two Worlds: Realism, Idealism, and American Foreign Policy after the Cold War*, Harper Collins Publishers, 1994.
- [6] Carr, E. H., *Conditions of Peace*, Macmillan & Co. Ltd., 1942 (田中幸利訳『平和の条件』研進社, 1946年).
- [7] Carr, E. H., *International Relations between the Two World Wars 1919-1939*, Macmillan, London, 1947 (衛藤藩吉・斉藤孝訳『兩大戦間における国際関係史』清水弘文堂, 1968年).
- [8] English, R. and Kenny, M. (eds.), *Rethinking British Decline*, Macmillan, 2000 (川北稔訳『経済衰退の歴史学—イギリス衰退論争の諸相—』ミネルヴァ書房, 2008年).
- [9] Gruner, W. D., *Die Deutsche in Europa: 1800-1990*, Piper, R. GmbH & Co. KG. München, 1993 (丸島・進藤・野田訳『ヨーロッパのなかのドイツ 1800~2002』ミネルヴァ書房, 2008年).
- [10] Guzzini, S., *Realism in International Relations and International Political Economy: The Continuing Story of a Death Foretold*, Routledge, 1998.
- [11] Herz, J. H., *Political Realism and Political Idealism: A Study in Theories and Realities*, The University of Chicago Press, 1951.
- [12] 林忠行「中欧の分裂と統合—マサリクとチェコスロヴァキア建国—」中公新書(中央公論社), 1993年。
- [13] Hufschmid, J. (ed.), *Economic Policy for a Social Europe: A Critique of Neo-liberalism and Proposals for Alternatives*, Palgrave Macmillan, 2005.
- [14] 加藤雅彦「中欧の崩壊—ウィーンとベルリン—」中公新書(中央公論社), 1983年。
- [15] 城戸毅『百年戦争—中世末期の英仏関係—』刀水書房, 2010年。
- [16] Parsons, T. and Smelser, N. J., *Economy and Society: A Study in the Integration of Economic and Social Theory*, Routledge & Kegan Paul Ltd., 1956 (富永健一訳『経済と社会 I』1958年, 『経済と社会 II』1959年, 岩波書店).
- [17] Patomäki, H., *After International Relations: Critical Realism and the (Re) construction of World Politics*, Routledge, 2002.
- [18] Urban, W. M., *Beyond Realism and Idealism*, George Allen & Unwin Ltd., 1949.